

新規就農者育成総合対策及び水田活用の直接支払交付金における
農業予算の確保等を求める意見書について

新規就農者育成総合対策及び水田活用の直接支払交付金における農業予算の確保等を
求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年12月9日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

のむらパターソン和孝

江川あや

塩尻英明

高橋紀博

高木ひろたか

品田ときえ

松田ひろし

高見一典

白鳥秀樹

新規就農者育成総合対策及び水田活用の直接支払交付金における
農業予算の確保等を求める意見書

新規就農を支援する事業においては、来年度から「新規就農者育成総合対策」と名称が変更され、これまで全額国費で行われてきた支援が地方負担を伴う事業内容となっており、仮に地方負担が発生する場合、地方自治体の財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念される。

また、来年度の水田活用の直接支払交付金においては、長期間水稲作付けしていない水田は戦略作物助成の交付対象から除外するとの内容が示された。北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付けに協力してきた経過があり、唐突に交付対象から除外することは、該当する農家を経営困難に陥らせ、荒廃地を増加させるなど地域農業の崩壊につながりかねない。

よって、政府においては、新規就農者育成総合対策及び水田活用の直接支払交付金について、次の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、その事業費については、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額を国費により措置すること。

- 2 来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、その交付対象の変更については、地域農業を守ることはもとより、生産現場に混乱が生じないように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会